

【表題】利用者負担について

【結論】

○他の者との平等の観点から、食材費や光熱水費など誰もが支払う費用は負担をすべきであるが、障害に伴う必要な支援は、原則無償とすべきである。

その際、障害に伴う必要な支援とは、主に以下の6つの分野に整理することができる。

①相談や制度利用のための支援

②コミュニケーションのための支援

③日常生活を送るための支援や補装具の支給

④社会生活・活動を送るための支援(アクセス・移動支援を含む)

⑤労働・雇用の支援

⑥医療・リハビリテーションの支援

○ただし、高額な収入のある者等には、収入に応じた負担を求める。その際、認定する収入は、成人の場合は障害者本人の収入、未成年の障害者の場合は世帯主の収入とする。

【説明】

(1) 利用者負担の問題点

同年代の障害のない人は、食事・排泄・移動・コミュニケーションなど人として生きるための基礎的な生活行為を自らの意思でおこなえるが、身体もしくは精神面での機能の障害のある人たちは、そうした生活行為が困難になる。特に重度の障害者の場合、住宅、交通・移動、医療等、福祉支援以外の分野でも障害に伴い必要とされる支出が多くなる。従って、こうした行為への支援に係って障害のある人に負担を課すことは、障害のない人との間に新たな格差と差別を生むことになる。

また、厚労省の作成した資料によると障害福祉サービス利用者のうち非課税と生活保護の低所得世帯が86.3%と約9割に上り、こうした世帯にとって、生きるために不可欠な支援への利用料は大きな負担になっている。

いじょう しょうがい しょう しゃかいせいかつじょう こんなん けいげん
以上のことから、障害によって生じる社会生活上の困難を軽減す
しえん しゃかい せきにん にな
る支援は、社会が責任を担うべきである。

「ある程度の負担があった方が、遠慮せずに支援を求めやすい」という
いけん もあるが、それはそもそも支援に対する報酬（公費）が抑えられたこと
はいけい ひつようじゅうぶん しきゅうりょう ほうしゅう え しえん ねが
が背景にあり、必要十分な支給量や報酬が得られれば、「支援をお願い
している」という遠慮は解消される。

ただし、高額な収入のある者等には収入に応じた負担を求めるとし、
さい にんてい しゅうにゅう せいじん ばあい しょうがいしゃほんにん しゅうにゅう みせいねん
その際、認定する収入は、成人の場合は障害者本人の収入、未成年の
しょうがいしゃ ばあい せたいしゅ しゅうにゅう こうがく しゅうにゅう ふたん しょう
障害者の場合は世帯主の収入とする。「高額な収入」は負担が生じるこ
とによって必要な支援を差し控えることにならないような水準とし、また
ふたん きんがく げんこう すいじゅん うわまわ
負担する金額は現行の水準を上回らないものとする。

(2) 利用者負担に対する負担軽減策の効果と問題点

じりつしえんほうじっし ねんど だんかい ふくしきーびす りょう ざいたくしゃ
自立支援法実施の2006年度の段階では、福祉サービスを利用する在宅者のう
ち 52.2%の人が課税世帯とされ、生じた応益負担の全額の負担を課せられた。そ
の要因は、収入認定の対象に同居世帯の収入・資産が含まれたためであった。
ご ふたんけいげんさく こうがく しゅうにゅうにんてい しさんようけん きじゅん みなお
その後、負担軽減策の効果は、収入認定ならびに資産要件の基準の見直し
どうきよかぞく じよそと たいしゅう ふ いてっぽう ぐるーぷほーむ
(同居家族の除外)によってその対象が増えたが、その一方で、グループホーム・
ケアホーム入居者は、個別減免が優先され、負担軽減策の対象外とされたた
め、在宅者との間で負担の格差が生じた。

ねん がつ じりつしえんきゅうふ ひかぜいせたい ふたんじょうげんがく ぜろえん
2010年4月から自立支援給付については、非課税世帯の負担上限額はゼロ円
となったため、非課税世帯の負担は大幅に軽減された。しかし課税世帯でも、
げつがくじょうげん えん ふたんのうりよく ゆう ひと なか しょうがいじ
月額上限37,200円の負担能力を有する人ばかりではなく、中でも障害児のい
る世帯は、親が若年であることから収入が相対的に低い等の現状があ
る。

また自立支援医療や補装具には適用されなかったため、応益負担の問題は
かいぜん ちいきせいかつしえんじぎょう ひかぜいせたい
改善されなかった。さらに、地域生活支援事業には、非課税世帯でありながら
りようりょうふたん か げんじょう のこ
利用料負担が課せられる現状が残されている。

(3) 障害に伴う必要な支援

いじょう ふ けつろん しる しょうがい とな ひつよう しえん ぐたいてき
以上のことを踏まえ、結論に記した障害に伴う必要な支援について、具体的に
せつめい
説明する。

① 相談や制度利用のための支援～自らの希望と最適な選択を尊重するために
しょうがい はいりよ そうだんしえん こうてき しえん むしょう
障害に配慮した相談支援は、公的な支援とし無償とすべきである。

② コミュニケーションのための支援～手話、点字、指点字、要約筆記等のほか、
じへいしょうとう hito りょうこう こみゆにけーしょん ひつよう いやーまふ かいわほじょう
自閉症等の人の良好なコミュニケーションに必要なイヤーマフや会話補助用
きき ぱそこん たずおびでんわ でんしきき りょう こみゆにけーしょん きき
機器(パソコンや携帯電話などの電子機器を利用したコミュニケーション機器)など
にも、日常生活用具に含め、無償とすべきである。

③ 日常生活を送るための支援や補装具の支給～食事や排泄、身体機能の
しょうがい けいげん ぎ たすくそうぐ しょうがい はいりよ じゅうたくかいしゅうこうじとう
障害を軽減するための義肢・補装具や、障害に配慮した住宅改修工事等につ
こうてき しえん むしょう
いても公的な支援とし、無償とすべきである。

④ 社会生活・活動を送るための支援(アクセス・移動支援を含む)～とくに移動
しえん かわ しえんしゃ こうつうひ にゅうりょうとう こうてき しえん
支援に係る支援者の交通費・入場料等を公的に支援すべきである。

⑤ 労働・雇用の支援～労働・雇用に就くために必要な合理的配慮としての環境
せいび じんてきしえん しょうがい とな ひつよう いどうしえん むしょう
整備や人的支援、また障害に伴う必要な移動支援は無償とすべきである。

⑥ 医療・リハビリテーションの支援～障害認定・年金申請のための診断書作成
いりょう りはびりてーしょん しえん しょうがいにんてい ねんきんしんせい しんだんしょさくせい
や、障害の軽減・改善のための必要な専門医療・リハビリテーションは、
いっぱんいりょうせいど じゅうじつ ちいきか はか むしょう
一般医療制度のもとで充実と地域化を図るとともに無償とすべきである。

なお障害児入所施設を利用する場合、学校卒業後グループホーム等
りょう ばあい しょうがい きそねんきんみじゅきゅう さいみまん ばあい
を利用する場合、障害基礎年金未受給(20歳未満)の場合などについて
りょうしゃふたん けいげん やちんじよせい とくれいとう どうにゅう けんとう
も、利用者負担の軽減、家賃助成の特例等の導入を検討する。また、
しょうがい とな しえん むしょう けつろん ふたんのうりよく かた
障害に伴う支援は無償にすべきとの結論について、負担能力のある方に
かくだい ほか せいど せいごうせい こうへいせい かんてん
まで拡大することについては、他の制度との整合性や公平性の観点か
ぎろん よう いけん
らも議論を要するとの意見があった。

(4) 実費負担の適切な水準の確保

① 通所施設等の食材費や送迎利用料
じりつしえんほうじつしとうじ きゅうはく しょうがいひ ふく おおはば さくげん
自立支援法実施当時、給食の食材費だけでなく人件費を含めて大幅な削減が
じつし つうしよせつとう たかく りょうしゃふたん しょう もんだい
実施されたため、通所施設等では多額の利用者負担が生じるという問題があった。

しよくざいひ しょうがい ひと どうとう たちば けんり ほしやう かんてん りやうしゃふたん
食材費は、障害のない人と同等の立場・権利の保障という観点から利用者負担
とすることは妥当だが、併せて十分な所得保障が求められる。ただし、障害が重く、
そしゃく えんげのうりよくとう せいじ こんなん ばあい さいちやうり ひつやう じんけんひ とくべつ
咀嚼・嚥下能力等が著しく困難である場合、再調理に必要な人件費や特別な
げんりやう ざい かわ ひやう ひつやう ばあい しょうがい とま
原料(とろみ剤など)に係る費用を必要とする場合があるが、これは、障害に伴う
ひつやう しえん りやうしゃふたん こうてき しえん
必要な支援として、利用者負担とせず公的に支援すべきである。

じっぴふたん けっせき ばあい きゃんせるりやう もんだい きゅうしよくひ
実費負担では、欠席した場合のキャンセル料が問題となった。給食費の
きゃんせるりやう か じぎやうしよ おお しよくざいひ じんけんひ ふく
キャンセル料を課している事業所は多くあり、しかも食材費だけでなく人件費も含
めたキャンセル料を徴収している事業者が存在した。またインスタントラーメンのお
ゆだい ちやうしゆう ことぎやうしや
湯代を徴収している事業者もあった。

さらに送迎利用料の徴収については、合理的配慮の考え方から送迎は障害
に伴う支援であり、利用料を徴収すべきではなく、公的に支援すべきである。送迎
りやうしよ しゃんせるりやう ちやうしゆう ことぎやうしや ろんがひ
利用料のキャンセル料を徴収している事業者がいるが、これは論外である。

こうした負担のあり方と水準が適切であるか否かを判断するための基準を設
ける必要がある。

②ガイドヘルパーの交通費

ガイドヘルパー利用の際、ヘルパーの入場料や交通費などの経費を
りやうしゃほんにん ふたん がいどへるば こうつうひ きーびす
利用者本人が負担しているが、ガイドヘルパーの交通費はサービスにかかる
けいひ ほうしゆうたんか いち しょうがい とま ひつやう しえん こうてき
経費として報酬単価に位置づけ、障害に伴う必要な支援として公的に
ほしやう
保障されるべきである。

③家賃負担の軽減について

家賃を含む「誰もが払う費用」の負担が困難な低所得障害者に対しては、
ぐるーぷほーむ いりきよ あぱーととう しえんづ じりつせいかつ べつ
グループホームへ入居、アパート等での支援付き自立生活の別にかかわらず、
やちんほじよ ひつやう そうとうがく やちんほじよせいど じつげん ぜんてい にゅうしよ
家賃補助が必要である。また、相当額の家賃補助制度の実現を前提とし、入所
しせつりやうしや やちんそうとうがく せいかつじつたい ふ じっぴふたん
施設利用者の家賃相当額については、その生活実態を踏まえつつ実費負担とす
ることが検討されるべきである。

ひやうだい じりつしえんいりやう りやうしゃふたん
【表題】自立支援医療の利用者負担について

けつろん
【結論】

じりつしえんいりやうせいど りやうしゃふたん しちやうそんみんぜいひかせいせたい ばあい
○自立支援医療制度の利用者負担は、市町村住民税非課税世帯の場合は

ぜんがくこうひふたん かぜいせたい ばあい しゅうにゅう おう ふたん もと
全額公費負担とし、課税世帯の場合はその収入に応じた負担を求める。

しょうがいしゃそうごうふくしほうじっしぜん ていしょとくしゃ ぜんがくこうひふたん じつげん
○障害者総合福祉法実施以前にも低所得者の全額公費負担を実現する。

しょうがいしゃ いりょうひこうひふたんせいど みなお さんしょう
* 障害者の医療費公費負担制度の見直しについてはⅢを参照。

せつめい
【説明】

じりつしえんいりょう りょうしゃふたん いりょうごうどうさぎょうち ーむ いけん ぜんがく
自立支援医療の利用者負担については、医療合同作業チームでの意見は全額
こうひふたん おうのうふたん わ ふくしきーびす ふく ぜんたいてき りょうしゃふたん
公費負担と応能負担とに分かれたが、福祉サービスを含む全体的な利用者負担
どうよう ていあん りゅう げんざい じりつしえんほう した さく
と同様の提案とする。その理由は、現在の自立支援法の下でも軽減策によって
ふくしきーびす かかわ ていしょとくしゃ りょうりょう むしょう たい
福祉サービスに係る低所得者の利用料がほとんど無償になっているのに対し
じりつしえんいりょう ふたん おお じりつしえんいりょう おお
自立支援医療は負担が大きくなっていること、また自立支援医療のうち多くは
せいしんしょうがいしゃ つういんこうひ せいしんしょうがい ちてき しんたいしょうがい あいだ かくさ
精神障害者の通院公費であることから精神障害と知的・身体障害の間の格差
のこ とう あ
が残されていること等が挙げられる。

しょうがいしゃ いりょうひ ぜんがくこうひふたん しょうがい
なお、ここでは、障害者の医療費を全額公費負担に、というのではなく、障害
ともな いりょうひ じこふたん ぜんがくこうひふたん の
に伴う医療費の自己負担を全額公費負担にすることについて述べたものである。

